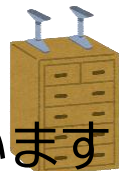


# 家具の転倒防止に対する補助金を開始しています

～和木町家具転倒防止等対策補助金～



エッホエッホ

伝えなきゃ

山口県でこの補助金があるのは、  
和木町だけだよ、って伝えなきゃ

和木町でも南海トラフ地震では震度6弱の地震が予想されています。東日本大震災や過去の大地震でも、多くの方が家具の転倒などにより犠牲になっています。この補助金を活用して、地震時の家具転倒を防止しましょう



※この補助金は、対象資機材の購入後に町に申請する補助金です。対象外物品を購入された場合には補助ができません。  
※同一年度内に購入した資機材のみが補助対象です。  
※申請・請求は、年度内にしなければなりません



## 1 対象者

- ・ 和木町居住の世帯主で税等の滞納がない方
- ※賃貸住宅や町営住宅居住者の方も補助対象ですが、以下の条件があります。

民間賃貸住宅の方: 住宅権利者の同意を得てください。

町営住宅入居者の方: 壁に穴をあけるなどの行為をしないでください。退去時は元の状態に戻してください。

## 2 補助対象経費

- ・ 家具転倒防止資機材の購入費
- ・ 業者に委託した設置工事費

<家具転倒防止資機材の例>

- ・ 突っ張り棒
- ・ 転倒防止ポール
- ・ 戸棚ストッパー
- ・ ガラス飛散防止フィルム
- ・ 耐震マット
- ・ 感震ブレーカーなど

同一年度内に購入するものが補助対象です

## 3 補助金額

- ・ 上限1万円（百円未満切り捨て）
- ・ 補助対象経費の 1/2
- ・ 1住宅1回のみ



## 4 提出書類

- ・ 申請書兼請求書（HP または企画総務課）
- ・ レシートまたは領収書（購入日、購入金額、購入品名、購入先が確認できるもの。）（金額のみの領収書は不可）

## 5 提出先

- ・ 和木町役場2階 企画総務課
- ・ 0827-52-2136

